

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
水戸地方合同庁舎 空調機器保守点検	茨城地本-B25A004	
	作成	令和7年1月30日
	変更	
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）において使用している吸収式冷温水機等の点検及び保守等の業務について規定する。

1.2 用語及び定義

a) 点検

吸収式冷温水機等の機能及び部品類の劣化状態を調べることをいう。また、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応処置を判断することを含む。

b) 保守

吸収式冷温水機等の必要とする性能を維持するために行う消耗部品又は材料の取り替え、真空排気、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業のことをいう。

c) 修理

吸収式冷温水機等の劣化した部品類又は低下した機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

2 保守点検に関する要求

2.1 概要

a) 一般事項

- 1) 保守点検を行う吸収式冷温水機とは、矢崎総業株式会社が販売した吸収式冷温水機「アロエース」をいう。
- 2) 保守点検を行う作業員の名簿及び必要な資格証明書の写しを事前に提出し、作業終了後には作業報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については契約相手側の随意の様式とする。
- 3) 保守点検を行う対象機器は、別紙1のとおりとする。
- 4) 保守点検を行う冷却塔は、開放型の冷却塔をいう。
- 5) 保守点検に必要な機械工具及び消耗品については契約相手方が負担するものとする。
- 6) パッキン・Oリング・真空グリス・ランプヒューズ及びその他これらに類するものについては前項の示す消耗品とする。
- 7) 保守点検及び修理に必要な部品及び材料は、メーカー指定品を使用することを原則とする。ただし同等以上の性能を有し、機能維持に差支えがなければ代替品を使用してもよい。
- 8) 保守点検に必要な光熱水の使用については官側の負担とする。

2.2 仕様

a) 保守点検に関する仕様

- 1) 本業務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」による。
- 2) 点検周期は、年2回点検方式（冷房前、暖房前）とする。ただし、高負荷運転時の動作点検に

については冷房運転と暖房運転の使用中にそれぞれ1回実施する。

- 3) 点検項目および実施時期については、別紙2のとおりとする。
- 4) 一括メンテナンス方式を締結した場合は、調整・修理の作業費（工賃）は、溶接修理作業を除き、本契約の適用範囲とし無償とする（部品代は有償とする。）。

3 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。

対象機器明細表

機 器 名	形 式	台数	備 考
吸収式冷温水発生機	CH-M80H (都市ガス13A焚)	1	
冷 却 塔	CT-K80ES	1	
冷 温 水 ポ ン プ	SJ4-80×65K55.5	1	
冷 却 水 ポ ン プ	SJ4-125×100J511	1	
空 気 調 和 機	DVU-600F-K	1	
空 気 調 和 機	DVU-360F-K	1	
膨 張 タ ン ク	TE-1	1	
クッションタンク	TEX-1	1	
冷温水ヘッダー (還)	HCHS-1	1	
冷温水ヘッダー (往)	HCHR-1	1	
エアー抜きヘッダー	HA-1	2	

空調機器保守点検項目及び実施時期

No.	項 目	回数	実 施 時 期 (基準)
1	冷温水発生機点検	2	5月 10月
2	冷却塔点検及び清掃	2	5月 10月
3	冷温水・冷却水ポンプ点検	2	5月 10月
4	空気調和機点検	2	5月 10月
5	膨張タンク点検及び清掃	2	5月 10月
6	クッションタンク点検	2	5月 10月
7	冷温水ヘッダー（還・往）、 エアー抜きヘッダーの点検	2	5月 10月
8	冷却水回路の点検及び清掃	2	5月 10月
9	高負荷運転時の動作点検	2	7月 12月
<p>別途項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日曜、祝日及び夜間に出動した場合の経費 2. 交換部品代 3. 冷却水コイル薬品洗浄費 4. 冷却塔ファン及びモーターの修理並びに交換作業費 5. 冷温水及び冷却水ポンプの修理並びに交換作業費 6. 膨張タンクの修理並びに交換作業費 7. クッションタンクの修理並びに交換作業費 8. 冷温水ヘッダー（還・往）、エアー抜きヘッダーの修理並びに交換作業費 9. 対象機種以外の点検及び修理費 			